

第1回「児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会」 の主な意見

■一時保護の開始に当たっての手続に関する意見

【課題・論点に関する意見】

- 一時保護の審査の目的や対象を整理すべき。
- 児童相談所だけでなく家庭裁判所の体制も整えていかなければいけないのではないか。
- 一時保護に関する負担感には、時間的切迫に加え、開始に際して児童の状況が分からない中で方針を決めなければならないという負担感もある。
- 児童福祉審議会の審査部会がどこまで機能しているのか。個々の部会の在り方や有効性についても今回の課題の一つではないか。
- 一時保護やその延長に関し、親権者等の同意をどれだけきちんと取っているのか疑問がある。児童相談所の中でもその手続保障というところはしっかり議論すべき。
- 一時保護をされなかったことによる権利侵害という視点も欠くべきでない
- 平成28年から今回の調査で一時保護の件数が1.3倍に増えているが、どう評価すべきか。児童福祉法に家庭養育優先原則が規定され、安易な親子分離は避けるべきという国連児童の権利委員会の指摘がある中で、子どもの命が奪われることを防ぐためにとりあえず分離という傾向があるとすると問題。アセスメントは、一時保護の問題を議論する大きな論点。
- 身柄付保護についてもその在り方について議論すべき。

【実態把握に関する意見】

- 家庭裁判所の手続に要する期間や、家庭裁判所の負担、審問期日は申立てのうちどのぐらいの割合で行っているのかなどの実態を知りたい。
- 児童相談所の体制と、児童相談所の体制強化や負担感に関する意見とをクロス集計をすべき。
- 「一時保護ガイドライン」の発出（※平成30年7月）以後の各児童相談所における一時保護に係る体制、所内保護・委託一時保護の状況、子どもの権利擁護や意見表明支援の方法に関する現状などの調査も検討すべき。
- 警察からの身柄付の一時保護の件数について統計があるか。

■一時保護の期間中の手続に関する意見

【課題・論点に関する意見】

- 一時保護所の処遇の問題がすごく大きいので検討議題としてほしい。
- 子どもの権利擁護は、一時保護所特有の問題があり、子どもの意見を聴取する状況や方法も、児童養護施設等と異なるため、「子どもの権利擁護に関するワーキングチーム」とは別にこちらでも議論すべき。
- 面会通信制限と接近禁止命令については、児童相談所長（都道府県知事）が行使する形になっているが、その制度や罰則の程度といったものも含めて議論すべき。
- 一時保護所の空き状況等により、一時保護したくてもできないこともあり得るため、都市部と地方など地域差も踏まえて議論をする必要がある。
- 一時保護の期間等を考える際には、子どもの視点と事務手続の現実性とのジレンマをどう調整するかということも含めて考えるべき。

【実態把握に関する意見】

- 一時保護所内の処遇や権利擁護の実態について指摘されることがあるが、その要因や課題についてちゃんと分析する必要があるため、必要な資料、データについて提供してほしい。要因・課題として考えられるのは、体制や必要な施設整備の不足など。
- 面会通信制限と接近禁止命令の運用状況に関するもう少し具体的なデータが欲しい。

■一時保護の解除に当たっての手続に関する意見

【課題・論点に関する意見】

- 施設入所等措置の保護者負担金については重要な課題。
- 保護者に対し保護者支援プログラムへの参加を強制する方向までいくのか。また、都市部に多くある保護者支援プログラムが、地域によっては全くないというような状況も踏まえ保護者支援プログラムの在り方を議論する必要がある。

【実態把握に関する意見】

- 裁判所による保護者指導勧告について、地域や専門家の立場によって使う使わないの立場が分かれるかなどの事情があるのか知りたい。
- 虐待防止法第11条の都道府県知事による保護者への勧告制度、児童福祉法第27条1項2号の児童福祉司指導等の活用状況には、都道府県格差があると聞くが、可能であれば調査を検討してほしい。

■ 共通する意見

【課題・論点に関する意見】

- 一時保護の開始・保護期間中・解除のそれぞれにおける子どもの意向聴取や子どもの意見表明支援も論点とすべき。
- 絶対評価であるべき一時保護の開始や解除のアセスメントが、保護すべき児童の増加や措置先の受け皿不足により相対化しているのではないか。どのように絶対評価を堅持するかが重要。
- 保護者、親権者の意見聴取、意向聴取は現に行われているが、保護者の中には様々な身体的、精神的なハンディを持っている方もいるため、保護者の意見表明支援、アドボケイトについても議論すべき。
- 一時保護中は変化が多いため、一時保護開始、一時保護中、解除のアセスメントの連続性・関係性が議論になると有意義。
- 親権の停止、喪失、特別養子制度の活用状況と、一時保護制度との関係についても検討が必要ではないか。
- ぶつ切りの司法審査はやりにくい。一連の手続の中で、一時保護の申立があったら、裁判所の許可をとりながら、子どもの意見聴取であったり、保護者の意見聴取であったりという手続を加えていく形の司法審査ができないか。
- 一時保護中は、子どもにとって重要な決定がされるため、記録の保管や本人への情報開示（知る権利の保障）の在り方についても検討すべき。